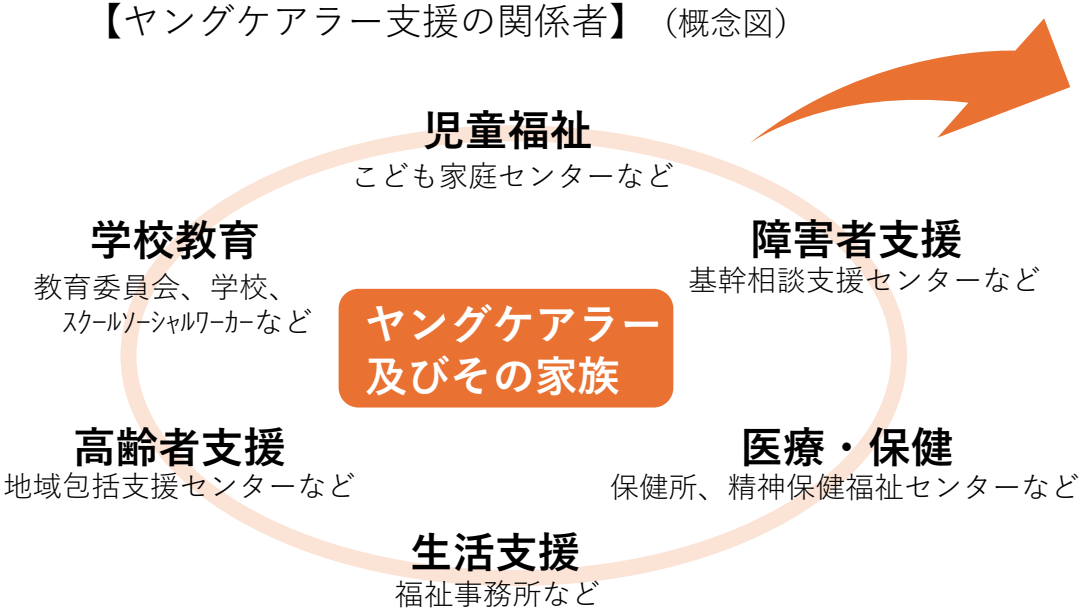
ヤングケアラーの支援に関する調査

関係省庁：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

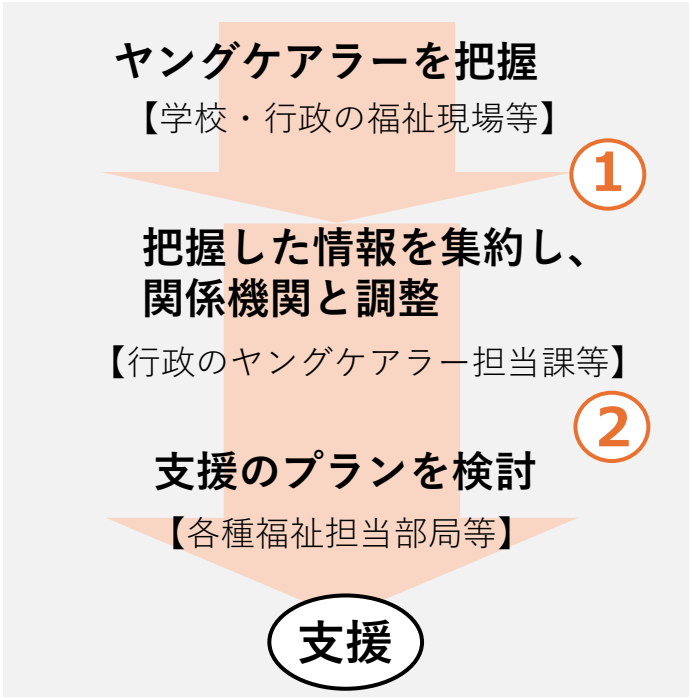
少子高齢化や核家族化の進展に伴い、家族の世話を過度に行う**「ヤングケアラー」**の問題が顕在化※しており、その支援に当たっての行政上の課題を調査する。

※ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、本人に自覚がない場合も多く、把握が困難。精神的・身体的負担を抱えやすく、成人後の生きづらさや就労等にも影響（国実施の調査では、小学６年生の1.9%が「１日３時間以上家族の世話をしている」と回答）

【ヤングケアラー支援の関係者】（概念図）



【支援に向けたフローモデル】（概念図）



調査事項

①　都道府県・市区町村における実態調査、学校をはじめとした関係機関等における気づきを通じて、支援が必要なヤングケアラーを把握できているか

②　都道府県・市区町村が、把握したヤングケアラーの情報を集約して関係機関と調整を行い、ヤングケアラーが必要な支援につながっているか

調査の背景

参考資料

●ヤングケアラーとは？

“家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者”

ヤングケアラーは、**自分の置かれた環境について「当たり前」と認識**していることが多く、本人からの困りごとや悩みごとの相談が少ないなど、**現場での把握が難しい**ケースが多くみられる。

さらに、精神的・身体的負担を抱えやすい傾向が明らかとなっており、将来への心理的・社会的影響によって、**成人後の生きづらさや就労等にも大きく影響**。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

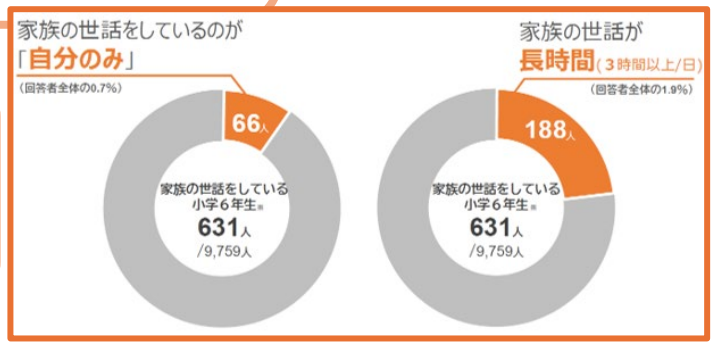
●ヤングケアラーはどの程度いるのか？

「世話をしている家族がいる」と回答したのは、小学６年生の6.5%（15人に１人）

家族の世話をしているのが「自分」のみ　0.7%

家族の世話が長時間（１日３時間以上）　1.9%

国において実態調査を実施（令和２・３年度）



●近年の主な国の動き

令和６年６月

こども・若者育成支援推進法が改正され、**ヤングケアラー**（「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義）**が、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記**

令和８年７月

こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省の関係部局をメンバーとする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」において、**「ヤングケアラー支援プラン」をとりまとめ**

●実態調査の実施状況

令和6年度にヤングケアラーの実態調査を実施した地方公共団体は、**47都道府県中15団体（32%）、1,741市区町村中387団体（22%）**。 このうち、記名式等により回答者を把握できる方法を採用しているものは、**都道府県では15団体中2団体（13%）、市区町村では387団体中161団体（42%）**

